

第
5090
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年10月20日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇧ 消費税率引上げに伴う給付金

Q：消費税の引上げに伴って設けられた給付金制度があるそうですが、どのようなものがあるのですか？

A：次のようなものがあります。

【解説】

消費税率の引上げに伴い創設された給付金制度には、次のようなものがあります。

①子育て世帯臨時特例給付金

対象者：基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人（生活保護の被保護者は対象外）
給付額：対象児童1人につき1万円

②臨時福祉給付金

対象者：平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない人（自分を扶養している人が課税される場合や生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外）
支給額：支給対象者1人につき1万円（老齢基礎年金の受給者や児童扶養手当等の受給者は5千円を加算）

③すまい給付金

対象者：自宅を取得した一定の収入以下の人
支給額：住宅取得者の収入により決定

④住まいの復興給付金

対象者：東日本大震災で被災した人が自宅を取得又は被災住宅を補修した場合
支給額：取得した住宅の床面積と持分割合で決定

